

地域住民に寄り添う見守り役

民生委員・児童委員

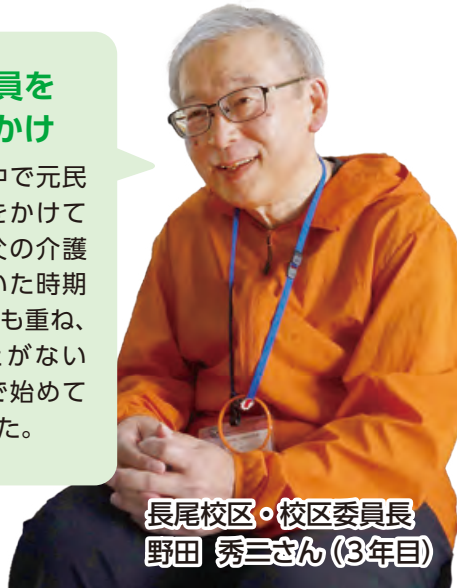
5月12日は民生委員・児童委員の日です。一人暮らしの高齢者の見守りを中心に、地域住民の身近な相談相手や行政機関とのパイプ役など、約500人の民生委員・児童委員（＝民生委員）がボランティアで地域住民に寄り添い見守っています。民生委員がどのような活動をしているのか、インタビューを通して紹介します。

健康福祉政策課 ☎ 841・1369、FAX 841・2470



私が民生委員を始めたきっかけ

自治会活動の中で元民生委員の人に声をかけてもらいました。父の介護のことを考えていた時期で、自身の環境とも重ね、「何かできることがないか」という思いで始めてみることにしました。



長尾校区・校区委員長
野田 秀三さん (3年目)

私が民生委員を始めたきっかけ

各小学校で福祉のまちづくりを推進する校区福祉委員をしていた私に、自治会長さんが声をかけてくださいました。自分がよく知る地域だったので不安はなく、「誰かの力になりたい」という思いでお引き受けしました。



西牧野校区・校区委員長
民西 陽子さん (15年目)

民生委員・児童委員って？

理想は「近所さんのような存在

私たちは厚生労働大臣から委嘱された「非常勤の公務員」ですが、堅苦しく考えず、ご近所さんと話すように、愚痴や悩みを気軽に言ってもらえる関係が理想です。また、困っている人の考え方や置かれている状況は一人一人違います。その中で大切にしていることは「傾聴」。相手が何を思っているのか、何が言いたいのかを考え、寄り添うよう心がけています。

活動中の悩みは

みんなで考え解決します

活動中に悩んだときは、小学校区ごとのリーダーである校区委員長へ相談するなど、他の民生委員と協力して対応します。また、月に一度の会議の場でよくある相談事例を共有したり、介護保険制度やヤングケアラーなど活動に必要な知識を学んだりすることもできます。



枚方市民生委員
児童委員協議会
会長 福間 眞智子さん

もしもに備える ひらかた安心カプセル

ひらかた安心カプセルは、救急搬送時に迅速かつ適切な対応ができるよう、持病や内服薬、かかりつけ医などの情報を記載したカードをカプセルの中に入れて冷蔵庫に保管します。高齢者や障害者などで希望する人は無料で受け取れます。住んでいる地域を担当する民生委員や健康福祉政策課にご相談を。



最近「近所の人の様子が以前と少し違う」などの認知症が疑われるご相談をいただくことがあります。そんな時は、高齢者の抱える問題を総合的に支援する窓口「地域包括支援センター」へつながります。民生委員が一人で問題を抱えるのではなく、行政やさまざまな機関と連携することができるので安心して活動ができます。

一人で解決できないことは 相談窓口につなぎます

信頼関係を築く一歩目になるんです。また、活動スケジュールや研修資料をインターネット上でいつでも確認できる「民生委員なんでもサイト」があるので、忙しい中でも民生委員として活動することができています。



TOPIC 民生委員・児童委員にインタビュー



地域住民の声

私にとって
民生委員さんは…
「話すと安心する、
心の支えです」

民西さんとはお花や小鳥など身近な話題をよく話しますが、いつも心が落ち着きます。帰り際の「今日も一日お元気で」という言葉がすごくうれしく、今日も一生懸命生きようという気持ちになりますね。民西さんとの会話は私の心の支えです。

一人暮らしで不安を感じておられる人や家に閉じこもりがちになる人の自宅を訪問することは民生委員の大事な役割の一つです。ある時「体調はいかがですか」と時々お声がけをしていた人から「お話しできる人が近くにいるくてとても助けられた」と言っていたいただきました。生活の中で悩んだり落ち込んだりしておられる人も話をすることでお顔が明るくなり「ありがとう」と言ってもらえると、私もすごくうれしい気持ちになります。

「ありがとう」の言葉が
何よりうれしいですね



民生委員・児童委員に

なるには

相談するには



健康福祉政策課
山 柚香

地域からの推薦や 市の審査などを受けます

次の(1)(2)をいずれも満たす人で、地域からの推薦や市の審査を経て厚生労働大臣から委嘱されると民生委員・児童委員として活動できます。

- (1)18歳以上75歳未満（委嘱時）
- (2)市町村議会議員の選挙権を有する

地域活動をしていて、民生委員・児童委員の活動に関心のある人は健康福祉政策課へお問い合わせください。

住んでいる地域を 担当している委員へ ご相談を

住んでいる地域を担当する民生委員・児童委員が分からないときは、枚方市社会福祉協議会地域福祉課（☎807・3448、☎841・0182）または健康福祉政策課へお問い合わせを。

